

議案第14号

久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同項第2号に掲げる事務とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定める条例を制定するため、この案を提出するものであります。